

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 6 月まで
③ 平成 4 年 10 月から 9 年 8 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間、61 年 4 月から 62 年 6 月までの期間及び平成 4 年 10 月から 9 年 8 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。昭和 57 年 11 月 26 日付けで会社を退職後、A 市役所において、将来の年金受給権を確保するためには国民年金の加入が必要である旨の説明を受け、受給権を得られる月数に達するまで保険料を納付する旨を約束し、同市役所に出向き保険料を納付していた。

各申立期間については、自営業を営んでおり、金銭的に困っていなかったにもかかわらず、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料について、重複納付したために同年 12 月に還付を受けたことが確認できることから、還付を受けた時点では、過去に保険料の未納が無かったものと考えられ、少なくとも申立期間①の大半の保険料については納付済みであったものと考えられる。

また、申立人は、各申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

2 一方、申立期間②については、二つの年度にわたっており、少なくとも 2 回以上納付書が発行されるはずであり、そのすべての期間について、納

付書による保険料の納付が可能であったことから、A市役所が指定する国民年金保険料収納指定金融機関及び行政側の^{かし}瑕疵によって保険料の納付記録が消失したと考えるのは不自然であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、国民年金に加入した当時、年金受給権を得られる月数に達するまで保険料を納付する旨をA市役所において約束したと主張しており、事実、申立人に係る保険料納付月数については、現在、305 か月であることが社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、申立人が申立期間③の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間②及び③の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間②及び③の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間②及び③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②及び③の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。私は、52 年 4 月に薬局の経営を始めたことを契機に国民年金に加入し、妻の分と一緒に A 銀行において保険料を納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が税務署に提出した確定申告書（控え）には、社会保険料控除額の内訳の欄に、国民年金保険料として、昭和 59 年が 7 万 3,470 円、60 年が 7 万 9,320 円、61 年が 8 万 4,120 円と当時の保険料額と一致した金額が記載されていることから、申立内容に信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立人は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 53 年 12 月 16 日以降に国民年金に加入したと考えられ、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、昭和 52 年度の保険料を過年度納付したことが確認できるとともに、国民年金の加入手続後の期間については、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は、薬局を経営しており、申立期間の前後において生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題はなかったものと考えられる。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から41年6月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和39年11月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失し、同年同月から41年6月までの国民年金保険料が還付されている旨の説明を受けた。当時、私は、結婚前で会社勤めもしておらず、国民年金被保険者資格の喪失届を提出したのは結婚後の昭和42年2月であり、また、申立期間に係る保険料の還付も受けていない。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年1月ごろに、国民年金の加入手続を行い、地区の班長を通じて申立期間の保険料を納付していたと主張しており、事実、A町役場（現在は、B市役所）が管理する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳により、申立期間の保険料が納付されたことが確認できる。

また、申立人の年金記録において、申立期間については、本来、国民年金被保険者資格が強制となるべきところ、申立期間の国民年金保険料が納付されていたにもかかわらず、昭和43年5月28日に還付されたことが確認でき、結果的に申立人の国民年金被保険者資格が取り消され、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることから、行政側における事務処理の錯誤が認められる。

さらに、申立人が昭和42年2月29日に国民年金被保険者資格の喪失届を提出した際、申立人の婚姻時期等が確認されないまま国民年金被保険者資格の喪失日がさかのぼって39年11月1日とされていることから、行政側の事務処理において適正を欠いた事実が確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 634

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間の保険料については、A銀行B支店（当時）で納付書により納付したはずであり、また、昭和46年10月に、C区役所において転出の手続を行った際、未納となっている税金等をすべて完済し、窓口の担当者に保険料の未納がないことを確認して、配給米の手帳を受領した記憶がある。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、A銀行B支店において申立期間の保険料を納付したと主張しており、事実、C区役所では、昭和44年11月から試行的に納付書方式による保険料の収納を行っていたことが確認できることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間当時に公認会計士事務所に勤務しており、申立期間前後において生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

加えて、申立人は、昭和52年4月から23年以上の長期間にわたり付加保険料を納付するなど、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 6 月 1 日まで
② 昭和 25 年 2 月 1 日から 26 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 27 年 2 月 10 日から 30 年 12 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社、B社C支店及びD社にそれぞれ勤務していた昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 6 月 1 日までの期間、25 年 2 月 1 日から 26 年 5 月 1 日までの期間及び 27 年 2 月 10 日から 30 年 12 月 30 日までの期間について、35 年 3 月 8 日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、各申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

各申立期間の脱退手当金については、支給対象期間の最終事業所であるD社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 年 2 か月後の昭和 35 年 3 月 8 日に支給されたことになっていることから、事業主が代理請求を行ったとは考え難い。

また、社会保険事務所が管理するD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険業務センターが管理する同社に係る厚生年金保険被保険者台帳における申立人の姓については旧姓の「E」となっており、氏名変更の記録も無いため、請求については「E」姓により行われたものと考えられるものの、申立人に係る改製原戸籍謄本によれば、申立人は、昭和 22 年 2 月 12 日に婚姻により「F」と改姓していることが確認できることから、仮に、申立人又はその委任を受けた代理人が脱退手当金を請求したとするなら

ば、旧姓による請求は考え難いことから、申立人の意思に基づく請求であったとは考え難い。

さらに、申立人のD社に係る厚生年金保険被保険者台帳において脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等について、当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所に回答した旨の記録が無いこと、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が、同社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳との間において相違していること、並びに脱退手当金の法定支給額と実支給額が5円相違しており、当該相違に合理的な説明がつかないことなどから、脱退手当金が支給されるまでの一連の事務処理が適正に行われたものとは考え難い。

なお、社会保険事務所が管理するD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の前後の女性の厚生年金保険被保険者 37 人のうち、同名簿上に「脱」の表示がある者は申立人を含め9人存在するところ、そのうちの二人については、理由については不明であるものの、社会保険庁のオンライン記録上、脱退手当金が支給されていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで

結婚前の期間については、母が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。その後、結婚した際に国民年金手帳を母から渡された。平成 10 年に、年金給付の説明を聞くために社会保険事務所に行った際、申立期間については国民年金の未加入期間であることを知らされた。

しかし、回収された国民年金手帳に徴収員が収納印を押していた記憶があるので、申立期間について、国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳の発行日により昭和 39 年 11 月ごろと考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間においては国民年金被保険者資格を有していない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その母も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間以外にも保険料の未納期間及び複数の国民年金の未納期間が存在するなど、申立人の年金制度に対する意識が高かったとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 3 月から 48 年 3 月まで、A 区に所在する B 社に勤務していた。申立期間については、自宅に集金に来た A 区役所の職員に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。B 社を退職する際、厚生年金保険被保険者であったことを初めて知ったが、申立期間の保険料については納付していたはずである。

このため、申立期間の保険料の納付記録が消えていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、自宅に集金に来た A 区役所の職員に印紙により納付していたと主張しているが、同区役所では、昭和 45 年 4 月から納付書による国民年金保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、B 社に勤務していたことを集金人に対して話した記憶があると主張しており、事実、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 46 年 3 月 22 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い国民年金被保険者資格を喪失したことが確認できることから、A 区役所では、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者資格を有していたことを認識していたものと推認できる。

さらに、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所の「還付・充当・死亡一時金リスト」には、申立期間のうち、何月分の保険料であるかは特定できないものの、昭和 59 年度に保険料 1 か月分のみが還付処理された記録が確認できることから、申立期間の保険料が継続的に納付されていたとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から45年3月までの期間、47年4月から同年6月までの期間及び53年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から45年3月まで
② 昭和47年4月から同年6月まで
③ 昭和53年4月から55年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和41年2月から45年3月までの期間、47年4月から同年6月までの期間及び53年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

母が、私の国民年金の加入手続きを行い、結婚前の期間の保険料を納付していた。結婚した昭和45年5月以降の期間については、私が当時の市町村役場において毎月保険料を納付していた。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳の発行日により、昭和45年5月21日であると考えられ、この時点では、申立期間①の過半については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、各申立期間の保険料をまとめて後から納付したことはないと主張しており、事実、各申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その母が、国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その母も既に他界しているため、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間②及び③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間②及び③の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない上、各申立期間以外にも複数の保険料の未納期間が存在するなど、申立人は、保険料の納付意識が高かったとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年7月まで

私は、昭和59年1月に、A県B市役所において、C県からの転入に伴う住所変更手続に併せて、国民年金の加入手続を行い、申立期間については、同市役所の窓口において、毎月、1か月分の保険料を納付書に現金を添えて納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年1月にA県B市役所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、仮に、申立人の主張どおりの場合、申立人の国民年金手帳記号については、同市を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号「D」となるべきであるにもかかわらず、E社会保険事務所の記号「F」であることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、B市役所の窓口において申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間においては国民年金被保険者資格を有していない上、申立期間当時の同市役所の窓口においては国民年金保険料の収納業務を行っていなかったことが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

私は、社会人となった昭和58年4月に、A自治体B区役所において国民年金の加入手続を行い、同年4月分から国民年金保険料を納付し始めた。その後、59年4月ごろに、親から「加入当初の保険料に未納があるのは良くない」と言われ、2万円程度をもらい、未納となっていた申立期間の保険料を一括納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月に国民年金に加入したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、60年4月16日から同年同月19日までの間と考えられ、申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、昭和59年4月ごろに、申立期間の保険料をさかのぼって一括納付したと主張しているが、申立人に年金手帳が交付された時期は、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿により、60年4月25日であることが確認でき、事実、この時点において納付が可能であった58年4月から60年3月までの保険料については納付済みとなっているものの、申立期間については時効により保険料を納付できなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 640

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から45年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から45年11月まで

私は、昭和37年3月に会社を退職後、任意継続で厚生年金保険の第4種被保険者資格を取得し、同年4月から2年間にわたり厚生年金保険料を納付して厚生年金保険の受給資格期間の20年を満たした。その後、昭和39年11月ごろに、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については納税組合を通じて納付していた。また、結婚後については、妻の国民年金保険料と一緒に納税組合を通じて納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年12月22日に、厚生年金保険制度の老齢給付受給権者であったため、国民年金被保険者資格が任意として国民年金に加入していることから、この時点では、さかのぼって申立期間の保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、納税組合を通じて申立期間の保険料を毎月納付していたと主張しているが、申立期間においては国民年金被保険者資格を有していない上、申立期間当時のA町役場（当時）における国民年金保険料の収納単位については3か月単位であったことが確認できることから、申立人の申立内容には不合理な点が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない

茨城国民年金 事案 641

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 43 年 1 月までの期間及び同年 6 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月から 43 年 1 月まで
② 昭和 43 年 6 月から 49 年 3 月まで

昭和 48 年ないし 49 年ごろ、実家に戻って間もなく、A 町役場（当時）の職員からの勧奨により、妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、その時点で未納の国民年金保険料については同町役場においてまとめて納付した。納付金額については、妻と二人で 15 万円程度であったと記憶している。その後については、町内の納税組合を通じて保険料を納付していた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年ないし 49 年ごろに国民年金に加入し、その時点で未納の保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、50 年 12 月 26 日又は同年同月 27 日と考えられ、この時点では、両申立期間の一部については、第 2 回特例納付に係る特例納付対象期間が 48 年 3 月以前の期間に係る保険料の未納期間であることから、特例納付対象期間に含まれない上、過年度納付についても時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、その妻の分と一緒に両申立期間の保険料として 15 万円程度を一括納付したと主張しているが、仮に、両申立期間の保険料を一括納付する場合の保険料額と大きく相違する上、申立人の妻に係る両申立期間の保険料も未納となっている。

さらに、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわ

せる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 642

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 50 年 9 月まで
年金受給手続のために社会保険事務所に行った際、昭和 41 年 1 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料が未納であることが判明した。申立期間の保険料については、父が、A 区役所において国民年金の加入手続を行った上で納付していた。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 52 年 11 月 30 日から同年 12 月 2 日までの間と考えられ、事実、この時点では、納付が可能であった 50 年 10 月から 52 年 3 月までの保険料を過年度納付しているものの、申立期間については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、その父が、申立期間当時に居住していた A 区において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、仮に、申立人の主張どおりの場合、申立人の国民年金手帳記号については、同区を管轄する社会保険事務所の記号「B」となるべきであるにもかかわらず、C 社会保険事務所管内の市町村に払い出される記号「D」であることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、第 3 回特例納付期間（昭和 53 年 7 月 1 日から 55 年 6 月 30 日まで）内に、申立期間の保険料を特例納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期

間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月及び同年9月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月
② 平成元年9月から2年3月まで

両申立期間のころは病気がちであったため、自宅で静養しており、通院に健康保険証が必要であったことから、アルバイトで最小限の収入を得ていた。両申立期間の国民年金保険料については、国民健康保険税と一緒に市役所の窓口において納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所の窓口において、国民健康保険税と一緒に両申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、両申立期間当時の同市役所における国民健康保険税の納期については年6回（7月、8月、9月、11月、12月及び翌年2月）であったことが確認できる一方、国民年金保険料については、仮に、申立人の主張どおりの場合、保険料が現年度納付されなければならないにもかかわらず、申立人は、両申立期間を含む平成元年5月から2年5月までの国民年金被保険者期間のうち、元年5月及び同年8月の保険料をそれぞれ2年5月30日及び同年9月27日に過年度納付したことが確認できることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、A市役所の窓口において、国民健康保険及び国民年金の加入手続（厚生年金保険からの切替手続）を行い、両申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、平成元年5月の保険料については2年5月に、元年8月の保険料については申立人が厚生年金保険被保険者資格を再取得（平成2年6月）した後の2年9月に、それぞれ過年度納付したことが確認できることから、それぞれ過年度納付した時点では、両申立期間の保険料については過年度保険料となり、この場合、納付書により日本銀行歳入代理店の金融機関において納付することが通例であることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 644

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年6月まで

昭和50年ごろ、知り合いの役場職員から、国民年金に加入した方が良いと勧められたので、国民年金に加入した。国民年金保険料については納税組合を通じて納付していたが、過去の未納分である申立期間の保険料については、まとめて納付できると聞いたので、金額は覚えていないが夫の分と一緒に役場の年金課の窓口において納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第2回特例納付期間（昭和49年1月1日から50年12月31日まで）内に、申立期間の保険料を一括納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、50年9月17日から同年同月20日までの間と考えられ、この時点では、申立期間については、第2回特例納付に係る特例納付対象期間が48年3月以前の期間に係る保険料の未納期間であることから、特例納付対象期間に含まれない上、過年度納付についても時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、昭和49年7月から50年3月までの保険料を51年9月に過年度納付したことが確認できるものの、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間以降の保険料については納税組合を通じて納付し、昭和53年以降にまとめて保険料を納付したことは無いと主張しており、事実、50年4月以降の保険料については現年度納付しており、かつ、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、37年4月から48年3月までの保険料を第2回特例納付期間内に特例納付したことが確認できるものの、申立人が第3回特例納付期間（昭和53年7月1日から55年

6月30日まで)内に申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、その夫の分と一緒に申立期間の保険料を一括納付したと主張しているが、申立人の夫に係る申立期間の保険料も未納となっている。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 7 月まで

私の従兄弟が役場の税務課長をしていたため、国民年金保険料をきちんと納付するようにしていた。

このため、申立期間について、申請免除期間とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申請免除を行わずに保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の直前の昭和 37 年 5 月から 38 年 3 月までの保険料を 50 年 11 月に特例納付したことが確認でき、この時点では、申立期間については、申請免除期間となっており、この追納の期限が 10 年間であることから、保険料を追納できなかったものと考えられる。

また、申立人は、その従兄弟が役場の税務課長であったため、保険料を期限に遅れることなく納付していたと主張しているが、申立期間当時において昭和 37 年 5 月から 38 年 3 月までの保険料が未納であるなど、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 26 日から 37 年 12 月 16 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社。以下同じ。）に勤務していた昭和 35 年 1 月 26 日から 37 年 12 月 16 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後に脱退手当金の支給決定が行われているとともに、申立期間の脱退手当金の実支給額が法定支給額と一致しており、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人には、申立期間以外に脱退手当金の計算基礎となるべき未請求期間が 6 か月存在するものの、別の厚生年金保険手帳記号番号に係る期間であり、申立人自身も厚生年金保険被保険者証を提出した記憶は無い旨を主張している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、昭和 36 年から 39 年までの期間における A 社の退職者のうち、申立人を含む脱退手当金の受給権を得た女性 28 人中 19 人については脱退手当金の支給記録が存在することが確認できることから、事業主による代理請求の慣行があったものと推測できる。

加えて、申立期間当時の脱退手当金の取扱いについて、B社に照会したものの、具体的な証言は得られなかった。

なお、申立人は、退職時に A 社から「脱退手当金を会社が請求する。」という話を聞き、「分かりました。」と返事をしたが、金銭を受け取った記憶は無いと主張している。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見

当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 134

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年8月から19年10月26日まで
② 昭和20年11月13日から22年7月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、A社に勤務していた昭和18年8月から24年8月までの期間のうち、18年8月から19年10月26日までの期間及び20年11月13日から22年7月16日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答であった。

昭和18年8月に父及び叔父と共にA社で働くことになり、24年8月24日まで継続的に勤務していたと記憶しているため、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が両申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できるものの、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和27年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、A社がB社に買収されて設立されたB社C事業所についても34年4月20日に適用事業所に該当しなくなっていることから、両申立期間当時の資料等を得ることができない。

さらに、B社C事業所を所有していたB社に照会したものの、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等については不明である旨の回答であり、両申立期間当時の申立人に係る勤務状況及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が昭和18年8月からA社において一緒に勤務していたとするその父及びその叔父についても、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日については19年10月26日となっている上、社会保険事務所の記録により、申立人と同一日に同資格を取得した者については、申立人、その父及びその

叔父を含めて 70 人存在することが確認できるものの、すべての者が 20 年 2 月から同年 11 月までの間に同資格を喪失したことが確認できる。

また、両申立期間当時の A 社 D 部の同僚として申立人が名前を挙げた 5 人について、申立人が連絡先を記憶している一人については、その妻から、既に他界した旨の回答を得ており、その他の 4 人については連絡先が不明であるため、当時の状況について照会することができない。

さらに、申立人と近接した時期に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、存命中で連絡先が確認できた 10 人に照会したものの、両申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 16 日から 45 年 12 月 21 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和 42 年 3 月 16 日から 45 年 12 月 21 日までの A 社（現在は、B 社。以下同じ。）に勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。44 年 12 月 23 日に会社からの帰宅途中に交通事故に遭い、入院したことにより傷病手当金については請求したが、脱退手当金を請求した記憶は無い。

このため、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金の実支給額が法定支給額と一致しており、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間当時の脱退手当金の取扱いについて、A 社からは、脱退手当金の代理請求を当社が行った例は聞いたことがないとする旨の回答が得られたものの、申立人の脱退手当金を代理請求したか否かについては具体的な証言が得られなかった。

さらに、申立人は、脱退手当金について平成 18 年ごろに当該事業所に照会した際、「社会保険事務所が傷病手当金と脱退手当金を取り違えているようなので、脱退手当金に相当する年金を再請求するよう A 社から指示された」と主張しているが、申立人が勤務していた A 社については組合管掌健康保険に加入する事業所であったことから、健康保険の給付である傷病手当金と厚生年金保険の給付である脱退手当金の請求先が異なり、社会保険事務所が傷病手当金と脱退手当金の請求を取り違えて記録することは考え難い上、申立

人が平成 18 年ごろに当該事業所に照会した際、申立人に応対した同社の担当者は、申立人が主張する発言内容を否定しており、申立人の主張との間に齟齬がみられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 38 年 11 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 36 年 7 月から 38 年 11 月までの記録が無かった旨の回答を受けた。
A社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間当時のA社に係る社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間当時のA社における同僚のうち、存命中で連絡先が判明した5人に照会したところ、3人からは、申立人が事務職として勤務していた旨の証言が得られたものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 137

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 44 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社。以下同じ。）に勤務していた昭和 42 年 5 月から 44 年 11 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、昭和 42 年 5 月にA社に入社し、子供を保育園に預けながら、主に柱時計の製造関係の業務に従事していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間において厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

さらに、A社に係る社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者原票により、申立人が昭和 44 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45 年 8 月 30 日に同資格を喪失したことが確認できるとともに、同原票では、他者の記録において申立期間内の 42 年 10 月、43 年 10 月及び 44 年 10 月に標準報酬月額の時決定が行われたことが確認できることから、複数回にわたり申立人の記録のみ欠落したものとは考え難い。

加えて、申立期間当時のA社に勤務していた同僚 7 人に照会したところ、回答が得られた 5 人からは、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかったものの、このうちの一人（女性）からは、「会社からは入社後すぐに厚生年金保険に加入するように勧められたものの、子供が小さかったこともあり、いつ退職するか分からなかったことから、厚生年金保険には、すぐには加入せず、入社して一年半ぐらい後に加入した。当時は、そのような女性社員が何人か存在したと記憶してい

る。」とする旨の証言が得られた。

また、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者からも申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。